

第3回フクシマ現地調査



浪江町請戸小学校

原発事故で立ち入り禁止になったため、卒業式の日のままだになっている。

第3回フクシマ現地調査は10月4, 5日22名(6名の学生、院生を含む)の参加で行われ、4日には現地報告・交流集会を行った。

5日にはいわき市より6号線を北上、大熊町、双葉町を通過、浪江町請戸小学校見学、そこから戻って富岡町富岡駅、富岡保育所、竜田駅、檜葉町宝鏡寺、広野町Jビレッジなどを現地調査した。

目次

第3回フクシマ現地調査	
現地交流会での報告	
原発事故をめぐる民事裁判を中心に.....	2
目線の高さ.....	3
「私が体験した震災・原発事故と私が見ている学校現場の様子」.....	4
学生・院生が見た福島.....	8
アスベスト国賠訴訟 最高裁勝訴判決と国の謝罪.....	10
JNEP情報.....	12
活動日誌.....	12

現地交流会での報告

原発事故をめぐる民事裁判を中心に

いわき市民訴訟原告団長伊東達也

日本史上 最大にして最悪の公害（加害者である政府と東電が起こした人災）となった原発事故がもたらした惨状は3年経っても深刻である。甚大な損害に対する賠償については東電と政府はあくまで狭く、小さくしようと総力を挙げており、県民の怒りは大きい。

福島地裁いわき支部での二つの裁判

いわき市には続々と避難者が住むようになり、事故後の比較的早い2011年12月に避難者を含めて「原発事故の完全賠償をさせる会」を結成した。

会と福島原発被害弁護団は政府と東電に、「事故原因の徹底究明」、「加害者の法的責任を認め自らの義務を履行すること」、「事故収束を最優先して進め、全10基の廃炉を速やかに決定すること」などを繰り返し求め続けたが、いずれも拒否された。

この結果、提訴の準備に入った。その過程で強制避難者は、地域や自治体で享受できていた条件が全部失われたという点では、いわき市民の置かれた事情と違うこと、また、今の暮らしに困難をきたしており、早めの結審が求められていることなどから、国を被告から外し、東電のみを訴えざるを得なかった。

一方、強制避難区域以外のいわき市民に対する賠償は避難費用の実額にも届かないものであり、低線量被曝のストレスや健康不安などをも全く無視したものであり、国と東電を訴えた。

避難者訴訟の原告は現在437人。被害論での大きな争いは、一つに中間指針を絶対化し、損害を狭くしようとして「見知らぬ土地での生活上の不安」「被曝による不安・差別」「仕事の喪失」「家族の離散」「被害者同士の軋轢」などを無視していること。

二つに「ふるさと喪失」、つまり動産・不動産・就労不能損害などの個別項目では評価しきれない問題を無視していることである。

一方、**いわき市民訴訟**の原告は現在1393人となっているが、うち222人が18歳未満の子どもであるところに特徴がある。

被害論での論争の一つは、「平穏生活権の侵害」を巡るものである。東電は事故直後の3月11日から4月22日までの期間だけを精神的慰謝料の対象にしているが、環境を台無しにされ、日々継続的被害を受け続けている事実を無視している。

二つは、低線量被曝のリスクを国も東電も認めない問題である。これに対して国際的な理解と相反することを指摘するとともに、①低線量被曝によるリスクについて不安を抱えていること自体の損害、②その不安を原因として、様々な対応をせざるを得ない損害が問題であることを主張している。

次に「原因論」であるが二つの裁判の弁護団は同じであり、二つの裁判を一体として取り組んでいることから共通の主張となっている。

東電は「本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的、科学的な知見をもってしても、本件地震によって発生したような高い津波が発生することを具体的に予見することは不可能であった」としている。

しかし、この主張は、本件事故の発生を前提として、事故後に判断の視点を固定して、事後的判断の方法によっている点において相当ではないこと、国と東電には津波による危険性を示した4件の報告書があること、シビアアクシデント対策の必要性を認めながら、全交流電源喪失対策を実質的に不要としてきたことなどを指摘し、反論している。

尚、いわき市民訴訟は裁判を通じて次の5項目の政策の実現を訴えていることに特徴がある。

①特に子どもの健康を維持するための施策を確立すること、②特に子どもが発病した場合には原因論争に終始せず、安心して治療が受けられるようにすること、③放射線量を3.11以前に戻すために東電と政府の責任で推進すること、④県内10基の原発はすべて廃止すること、⑤いわれなき偏見による差別を出さないように放射能についての教育を推進すること。これらの実現を担保するために、政府・東電・原発メーカー・原発ゼネコン・債権を持つ銀行などの拠出による「福島原発事故被害補償基金」の創設を求めている。

つまり賠償を求めるこの裁判で、政府と東電に故意または過失によって人権を侵害して被害を与えた不法行為責任があるという判決を勝ち取り、行政府（政府）と立法府（国会）に攻め上り、5項目の実現を目指す「政策形成訴訟」となっている。

事故発生から3年6か月経っても原発震災死が続いている。原発立地を許した福島県が最初に原発をゼロにする、福島県が再生エネルギー利用の最先進県となる、この二つを実現して、日本の今後の進む道しるべ（道標）を打ち建てたい。あまたの墓標を強いられたことへの回答であると同時に、原発推進勢力への何よりの回答であると考えている。

「目線の高さ」

早稲田大学名誉教授 牛山 積

これまでに2回福島市から南下するコースで現地調査に参加したが、今回はいわき市から北上するコースであった。富岡町で封鎖されていた国道6号線が9月に解除されたので浪江町にまで及ぶ震災と原発事故の現状を見聞することができた。過去2回は遠望するにとどまった請戸小学校に立ち入ることもできた。原発事故の完全賠償をさせる会代表の伊東達也さんが同行してくださったことが、きわめて沢山の情報を私たちにもたらしてくれた。事前に私たちが暴露されることになる放射線量を調べたうえ、放射線カウンターで計測しながら案内していただいたことは、私の臨場感を高めてくれた。

住民の人たちがどのような生活を余儀なくされてきたかについては、伊東さんや小学校教員として子どもたちを見守り続けている折居仁子さんに説明を受けた。避難指示区域に指定されなかったいわき市においてでも大きな影響を受けてきた事実を知ることができた。また、最近までの現地の状況や訴訟を含む運動を分析、解説した多数の資料を準備していただいたことは、この現地調査をのみり豊かなものにすることに役立った。

福島の人たちは立ち上がっている。福島地裁いわき支部には「避難者訴訟」「市民訴訟」の二つの訴訟が提起されているが、その先に見据えている、目線をむけているのは、特に子どもの継続的健康管理の制度としての確立や県内10基の原発の廃止などである。渡辺博之いわき市議が語った原発労働者との連帯の必要性にも目線の高さが感じられた。

現地調査にあたって私にはいつも、受け入れてくれる現地の人たちに迷惑をかける、それに応えて何をお返しできるだろうか、という思いがつきまとう。戴いた資料の中に「私たちは、福島県内の原発を廃炉にするために全力を尽くします。日本から原発をなくすように頑張りましょう。その際に福島の実状を広く国民に知ってもらうことが大きな力になるのではないのでしょうか。」という趣旨の文言がある。

ただ原発によって被害を受けた人たちを支援することにとどまらず、この事故を教訓に新しい社会をつくっていく課題がわれわれにも課されていること、私も目線を高くもつべきであるということを実感する機会であった。

調査を企図された実行委員会のみなさまにも感謝する。

「私が体験した震災・原発事故と 私が見ている学校現場の様子」

いわき市立小学校講師 佐藤仁子(仮名)

私は教員といっても臨時雇い、1年ごとの講師という身分で働いています。転勤が多く系統立ったお話にはなりません、今日は、私が体験した震災・原発事故と私が見ている学校現場の様子をお話したいと思います。

私の家は福島第一原発から約35キロの四倉町にあります。海水浴場から500メートル、漁港からは300メートル、国道を挟み、少し低い土地にある商店街です。我が家も津波を被り、11日の夜は避難所で過ごしました。津波警報が解除されず、町内は立ち入り禁止だったのです。4月から久之浜一小勤務との内示を受けていました。避難所で「久之浜から火が出た。火の海らしい。」と聞き「来年は無職か…」と思いました。津波の後、火災が発生し、あちこちでガス爆発が起きました。避難所で一晩中その音を聞いていて恐ろしかったと、後で聞きました。

翌朝、自宅へ行ってみました。町中泥とゴミ、どぶのにおい。流された車が交差点をふさぎ、電柱に引っかかり、商店の戸口に突っ込んでいました。国道には船が乗りあげ、道の駅の向かいのパン屋さんのシャッターには車が数台つつこんでいました。自宅に入ってみると、大地震でものが散乱したあとに津波が来たので、それはもう大変な状況でした。泥をすくい、片っ端から散乱物をゴミ袋に詰め、「家が残っただけまし」と呪文のようにつぶやきながら片付けました。一日かけてやっとなを上げ、庭に干して、「水道が出たら洗えるね」と話した時、先の見通しが持てた気がしてホッとしました。

しかし、その時にはすでに大変なことがおこっていたのです。被害のなかった姉夫婦の家で夕飯を食べ始めたとき、原発事故のニュースを聞きました。「大変なことが起きた！ここもじきに放射能に汚染される」「いわき中がパニックになる」と思い、2階に残った荷物の中から最小限のお泊まりセットを準備しすぐに自主避難しました。大混乱の生活の始まりです。

当時、夫が長野県に単身赴任中だったので、夫の住む家に向かいました。ところが週末だったためガソリンがありません。さてどうしようとなった時、「私は公務員、福島を離れられない。月曜日は出勤しなければ…」と思いました。県内にとどまったまま、ニュースを見、学校と連絡をとる中、原発事故はどんどん深刻化していきました。学校は学年末の学習のまとめやら書きかけの通知表を残したまま、刻々と悪化する原発事故を注視し、自宅待機のまま春休みに突入しました。

私は家族とともに最悪の事態を想定し、自主避難しました。できるかぎりのことをして家族の命と健康を守った、と思っています。しかし、この時、多くの友人、教え子と家族たちは市内に留まっていました。「公務員なのに避難した」この罪悪感はずっと消えないで残るのかな、とも思います。



津波でなにもかもなくなった久之浜

3月20日過ぎだと思いますが、宮城県は新学期を4月20日からとするとのニュースを聞きました。当然福島県も、とっていたら、例年通り4月6日からスタートする、3月28日から出勤し年度末の事務整理をするようにとの連絡が入りました。教諭職の異動は8月まで延期するが、講師は内示通り異動ということでした。急いで通知表や指導要録など書類を書き上げ、教室を片付け、転勤の用意をしながら、4月から住む家を必死で探し、我が子の転校手続きをしました。手続きに行った教育委員会も、転校先の学校の職員室も、30キロ圏内の町からの避難者の受け入れで大混雑でした。

30キロ圏内の久之浜一小は、春休み中、草野小の図書室を借りて新学期の準備をしていました。新学期は中央台北小の空き教室を借りてスタートすることが決まっていた。地震・津波で家を失った子供たちはもちろん、30キロ圏内ということで、ほとんどの子が市内のあちこちのアパートや避難所で生活しています。校長は連日教育委員会と掛け合い、ちりぢりになった子どもたちを北小にある久之浜一小へ安全に送迎するためのスクールバスの手配やら学校の引っ越しの段取りに追われていました。

赴任して最初の仕事は避難所だった久之浜中学校の掃除でした。久之浜の人たちのほかに双葉郡からの避難者たちもいたようで、どの教室もマットや布団が置いてありました。家庭科室にはコンロが置かれ、たくさんの炊き出しが行われたことが分かりました。ここへの避難も急だったけれど、30キロ圏内の自主避難要請で追い出されるように湯本や内郷に移動させられたと聞きました。いつ戻ってこれるか分からないけれど、いつでも学校が再開できるように、地域の人たちも一生懸命働いてくれました。小学校は理科室や社会科資料室、図書室、どこもかしこもものが倒壊れて散乱したまま、3.11で時が止まったようでした。先生方は、自分の教室を土日返上で一生懸命片付けていました。

異動したばかりの講師2人で国語辞典、漢和辞典、図鑑などさしあたり授業に必要な本をまとめました。

4月4日の月曜日は日課表や教室配置、引っ越しの段取り、入学式、教材教具の確認、新学期スタートに向けてたくさん話し合いをしました。5日は学校の引っ越しです。必要な机イスは陸上自衛隊が運んでくれました。作業効率を上げるため、彼らは靴を脱ぎません。軍隊のあの靴のまま久之浜一小からトラックへ積み込み、中央台北小の教室まで搬入します。作業は迅速で、本当に助かりましたが、異様な光景でした。

もともと2学級の学校ですが、教室が足りないため1学年1教室。しかも2、3年生は広めの視聴覚教室を仕切りで区切り、4、5、6年生は多目的教室をパネルで区切った教室。子どもの数の机を並べただけでいっぱいでした。子どもたちが登校してくると教室は熱気むんむん。放射線が心配で窓も開けられず、それはもうひどい状態でした。

6日は被災校合同入学式を文化センターで行いました。市長のあいさつや、自衛隊吹奏楽団の演奏がありました。引き続き別室を借りて始業式も行いました。11日以降バラバラだった一小の子どもたちや先生方が一堂に会し無事を喜び合い感激ひとしおでした。でも、学校で行うのと違い、往復だけで疲れてしまいました。

7日8日はスクールバス試験運行をかねてオリエンテーション。まだ教室の準備も整わない中、子どもを預かり、保護者の不安を聞き、住所と通学方法を確認しました。11日の月曜日に本格的にスタートしたと思ったら夕方また震度5強の地震があり、水道も止まって安全確保のため何日か休校となりました。職員はもちろん勤務ですので、この間に何とか授業の準備を整えました。

渋滞の中、スクールバスで登校。長い子は1時間もバスに乗っています。4台のバスを待っていると8時始業は無理なため、チャイムを切ってもらい、毎日ノーチャイムで過ごしました。

朝はやはり北中を間借りしている中学生と一緒に乗ってきますが、帰りは中学生の部活動を保障するため、朝とはバスコースとメンバーが少し変わります。

習い事や医者通い、親の仕事の都合など曜日によっておばあちゃんの家へ帰って欲しいなどの要望もあり、子どもたちも配車担当の先生も慣れるまで大変でした。また、本来早く下校できるはずの低学年、特に入学したての1年生まで同じバスのため、高学年の授業終了まで教室で過ごさなければなりません。放射能の心配があり、校庭での体育どころか外遊びもできず、ストレスいっぱいの毎日でした。

4月末、緊急保護者会が招集されました。学校を久之浜に戻したいという要望が地域から出ている、学習や部活動も充実させたいという中学校の願いもある。5月の連休後戻ってはどうかと小中学校の校長から提案がありました。しかし当然ながら放射線への不安の声が多く、さらに市当局も東電の責任者も来ないことに対する怒りの声が多く出され紛糾。今は戻ることは考えられないとの結論に至りました。

その頃町の復興のため、国道沿いの商店街を再開させ、住民を町に戻そうと、小学校の校庭に商店街を造ることが検討され、決定していました。いま、浜風商店街は久之浜復興のシンボルになり、子どもたちを見守っています。津波で家族を失った子、家を失った子。消防団の父親と一緒に車に乗り、津波に追いかけるように避難した子。そして避難した小学校でガス爆発の音を聞きながら一晩過ごした子たち。さらに追い打ちをかけるように放射線の恐怖。子どもたちは心に不安や傷を抱えていました。一人になると津波の恐怖を思い出し母親から離れられず、しばらくお母さんにも教室にいてもらい、6月頃やっと学校に慣れた1年生のA君。「ばっちいばっちい」と見えない放射線の怖さに何にも触ることもできず、青白い顔でマスクも外せずいつもお化けのように手をぶらぶらさせて歩いていた2年生のB君。

教職員もそれぞれの事情を抱えていました。なかでも、幼い子を持ちながら働く若い先生は職務のため避難することができず、放射線の影響が心配で我が子をいわきにも置けず、子どもだけを遠方の祖父母に預け土日に会いに行くなどストレスも疲労も多く重なり、2人の先生が病休を取らなければならなくなっていました。

何もかもが異常事態。あれだけの大震災だったのだから仕方がない。とにかくできることを精一杯するしかない。自分を励まし、仲間と励まし合い夢中で過ごした1学期でした。私は1年生の担任だったのですが、入学予定31人のうち実際に入学したのは17人。2クラスの予定が1クラスで済んでしまったため8月に異動になりました。

その夏休み、久之浜の小学校も中学校も久之浜に戻りました。また引っ越しと借りた校舎の片づけと大変だったことと思います。そして久之浜小中学校が中央台で始まるからと、それに合わせて仮住まいを見つけた人たちが、今度はスクールバスで久之浜に通うようになりました。

被災校は避難のため子どもの数が減りましたが、他の学校では原発近くの町村からの避難の子たちで人数が増え、生活指導が大変になっていました。とにかく子どもたちが落ち着かないのです。放射能の不安、住む家や雇用など生活の不安、新しい生活のストレス、親の諸々の悩みや不安、ストレスがそのまま子どもに影響するのを目の当たりにしました。

震災・原発事故から3年。あの混乱から3年が過ぎました。春の遠足に行けました。運動会もできるようになりました。プールも入れるようになりました。震災前と同じように過ごせるようになりました。福島県は学力向上・体力向上に力を入れています。しかし、本当に生活は落ち着いたのでしょうか。

私は昨年、別の学校で1年生を担当しました。体の未発達が気になりました。スキップができない。両足跳びができない。体をうまく動かせない子が多かったのです。

幼児期に外で思いっきり遊ぶことのできな
 かった子どもたちです。そして、就学時健診
 の時、目が合わせられない、落ち着きがない、
 口をしっかりと開けて話せない、そんな子が多
 く見られました。保健の先生方の集まりで、
 多くの学校で気になったと話題になったそう
 です。

また、昨年の避難訓練で震災のことに触れ
 たとき、「ぼくは津波で親友ををなくしたん
 だ」と1年生の子が涙まじりに言いました。当
 時4歳の1年生でもそんなことを言うのかと驚
 き、まだ過去になっていないのだなあと思い
 ました。

久之浜の子どもたちは、町の除染が進んだた
 め少しずつ久之浜の家に戻ってきているそう
 です。それでも未だに仮設住宅や借り上げ住
 宅から通う子たちもいて、3台のスクールバス
 が運行しています。高学年の子たちは町づく
 り会議などに参加し元気に活動していますが、
 低学年の小さい子どもたちは親の苦労を見て
 いるためか家ではいい子にして、学校でわが
 まま放題、暴れ放題なのを感じる、指導が難
 しいと先生方が話していました。

今年私が担任している4年生に、檜葉町から
 避難している双子がいます。隣のクラスのお
 兄ちゃんも低学年のうち泣いてぐずって大変
 だったそうですが、だいぶ落ち着きしっかりと
 生活できています。二人とも爪かみがひどく、
 避難してきてから爪を切ったことがない
 そうです。私が担任している弟の方は足の爪
 までかじっているそうで、イライラがひどく
 て悩んでいると、5月の家庭訪問では1時間近
 く話してきました。投げやり、無気力、どう
 せ…が口癖、本人もお母さんも苦しんでいま
 す。何とか自信とやる気を引き出したいとい
 ろいろ話し合ってきました。双子の兄へのコ
 ンプレックス、父親の単身赴任、窮屈な避難
 先でのアパート暮らし。いつか檜葉に帰らな
 ければ、という寂しさや不安など、どうしよ
 うもない苦しさを抱えているのだなあと思い
 ました。6月からソフトボールのチームに入り、
 上手くなってレギュラーになる！と目標がで
 き、少し、顔つきも良くなってきました。

学校生活の中でもいろいろな役割を持たせ、
 ほめたり励ましたりしながら、自信とやる気
 を持たせようと頑張っています。

震災当時に2だった私の娘は、自宅で1人の
 時に地震に遭い、高台に避難し、津波を見ま
 した。どんな様子だったのか、彼女の話を知
 いても要領を得ず、よく分かりませんでした。
 テレビで何度も映像を見たり、記録写真集で
 写真を見たりはしましたが、実際にその場に
 いなかった私たち家族は、家は残ったし、幸
 い身の回りに犠牲者もなかった、あれほどの
 被害でなくて良かった。不幸中の幸いと思っ
 ていました。

昨年の暮れ頃、ようやく記憶も薄れ、「大
 変だったけど四倉はあの程度で済んで良かっ
 たね」と家族で気楽に話していたら、「よく
 そんなことがいえるね。私、波にのまれてい
 く人見たんだけど。」とはじめてはっきりと
 話したのです。軽はずみなことをいって悪
 かったと謝りながら、やっと話すことができ
 るようになったのかと思いました。彼女は、
 震災後いつもイライラし、四倉に帰るのも海
 に近づくのも極端にいやがっていました。転
 校も不満だったようです。担任の先生にも保
 健の先生にもカウンセリングを勧められまし
 ましたが、いやがって受けませんでした。なぜ勧
 められるのか本人はよく分かっていなかった
 ようです。1年後高校生になってから原因不明
 のじんましんが出て薬を飲みましたが一向に
 良くなりませんでした。2年生になっても改善
 しないので、震災からのこと、カウンセリン
 グはいやがっていることも含めかかりつけの
 医者にご相談したところ、前向きになる薬とい
 うものを処方してくれました。今、ようやく
 落ち着いて生活し、養護教諭になりたいと志
 望校めざして受験勉強中です。合格できれば
 薬はいらなくなるのでしょうか。

そして私も、「あんな大震災があったのだから仕方がないのだ」「もっと大変な思いをしている人たちがいる。私たちは恵まれた方だ」と自分に言い聞かせ、常に前向きに、仲間を励ましなが、必死で働き、暮らしてきました。今になって、「いつになったら休めるのだろう」と言いようのない疲労感を感じています。

震災の影響はすぐに出てくるものと、1年2年経ってあとから出てくるものがある。震災直後の学習会でいわれたことを思い返しています。まして、原発事故は未だ収束しておらず、今でも私たちの生活にいろいろな影を落としています。学校という教育の場でまだまだ出てくるであろう震災・原発事故の影響をきちんと見て、子どもたちをケアしていかなければと思っています。



追記

1 何ヶ月前か、新聞で「『帰れるなら帰りたいですか』という質問が一番つらい。帰りたくないはずがない。しかし、帰りたいと願えば帰れるのか。いつか本当に帰れる日が来るのか…」というような記事を読みました。つらくて、最後まで読めなかった。だからうろ覚えです。でも、そのつらさが本当に心に突き刺さっています。

2 昨夜、疲れているのに寝付けなくている時、峠三吉の「にんげんをかえせ」を思い出しました。避難地域の人たちを思いました。「山をかえせ 川をかえせ 森をかえせ」「田畑をかえせ 家をかえせ ふるさとを ふるさとをかえせ」。

担任している子どもの中に、よさこいソーランのグループで頑張っている子がいます。夏休みの作文に「夜ノ森公園で満開のさくらの下でおどったのをおぼえています。もう一度あの桜の下でおどりたいです。」と書いてきました。住んでいた人々ばかりでなく、私たち近隣の住民の思い出や愛着も含め、「ふるさと喪失」の大きさを思います。

今は見る人もない富岡町の桜並木

学生・院生が見た福島

大学院生 佐川清隆

現地調査には、学生・院生から6人が参加し、大きな衝撃を受けました。

一番印象に残ったのは、小学校の先生の話でした。自分もまだ中学生だったので、子どもへの影響を自分の身に置きかえ、怖いなと思いました。6号線が開通したことで、ガイガーカウンターの数字を見るだけで怖いなと思う。こういうことを常に感じるとなるとストレスになると感じました。(東大1年生)



ひっくりかえったままの車(富岡町)

請戸小学校や海沿いのあたりが震災時のままで、田んぼだったところが何もなくなっていたが、バスが近くまで行くと、ここに家があったんだと感じた。震災時の状況がそのままだという印象。

ここが福島でなければもう少し変わっていた。原発事故があることによって福島は復興が見えなかったり、違う状況になってしまった。悔しいというか、原発というものはいろんなことを狂わすから「ありえないなあ」。

希望もあまり見えなくなった。でも伊東さんは、「福島から原発ゼロにしていく」と言った。再エネとか進めていくことが福島の希望になったらいい。これから僕は、COP(気候変動枠組条約締約国会議)に行つて、現場で見たことを正確に伝えたい。(農工大1年生)

除染をしたからといってももとは戻れない。どうしたら戻れるだろうとかすごく考えさせられた。写真や動画をいっぱい撮った。メディアが伝えないありのままの姿をどうしたら伝えられるか。衝撃的な経験ばかりの二日間だった。(農工大学院1年生)

この二日間で、大学で学ぶより何倍も有意義なことを学んだ。専攻での講義は、福島で事故が起きて、悲惨な事故を繰り返さないために我々は頑張っていこうという発想だ。福島の実態など学ばせる気はない。

繰り返し言われることだが、誰が除染するのかとか、燃料デブリをだれが取り出すために労働しているのかとか、そんなものが見えてくるような学びはできなかった。今回実際に生のものを見て、本当に復興が遅れているなど思った。

ここで見たことや学んだことを専攻内に広げていければと思ったけれど、残念ながら学生たちは、「早く原発再稼働しないかなあ」、デモやる人を「あいつらよくやるよな」というのが非常に多くて、僕はいらだちをおぼえる日々です。少しずつ広げられれば。(東大修士課程)

非常に印象に残っているのは町の状態。原発事故の悲惨さ、町に誰も人がいないこと。一見人が沢山いても、住民票がない人がほとんどだということ。福島から東京に避難している方の声を聴きたい。(農工大4年生)

一番印象的だったのは、小学校の先生の話。子どものジャンプ力やスキップ力など身体や成長そのものが事故による屋内生活で大きく疎外されている。放射能が単に癌のリスクを増加させるというだけでなく、それによる生活の変化、不安のリスクそのものが子どもたち、大人たちも含めて様々な形で生活に悪影響をおよぼしている。その被害の全体をどういう風に捕まえていくかを私たちはよく考えていかなければいけない。

伊東さんが再生可能エネルギー100%の福島を作っていく、それをなんとしても実現したいとおっしゃったことが印象的で、再生可能エネルギー研究者として自分の責任を感じるし、電力会社の再生可能エネルギー買い取り拒否は許せない。一刻も早くこれを突破して、福島でもちゃんと再生可能エネルギーを導入していける環境を取り戻すということを一瞬も早くやらなければならない。

第4回現地調査の要望として、福島農民連の市民共同発電所のとりくみをしている人たちが、今回の電力会社の再生可能エネルギー買い取り拒否をどう怒っているかということを含めて、現場を見て、ぜひお話を聞いてみたい。



ガイガー・カウンター

泉南アスベスト国賠訴訟

最高裁勝訴判決と国の謝罪

泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会事務局長 伊藤泰司



最高裁判決の意義

10月9日、提訴から8年5か月、司法の最終判断としてアスベスト被害について国に責任があることを明確に認めた最高裁判決が下されました。この判決は、国民の「健康に生きる権利」をまもり発展させていくうえで、大きな位置をもつものとなります。

第一に、国民の生命・健康をまもることを、産業発展よりも優先しなければならないことを明確に認めたことです。

泉南アスベスト国賠訴訟の2011年8月の1陣大阪高裁の判決は、「悪魔の判決」と言われ、「産業発展のために労働者の健康・生命が犠牲になっても仕方がない」と言わんばかりの驚愕の内容でした。

しかし今回の最高裁判決は、それを明確に否定し、国は、生命・健康被害を防止するために、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したもの」になるよう、「適時にかつ適切に」規制権限行使をすべき」という立場を改めてはっきり示しました。

第二に、全国に広がったアスベスト被害の救済の礎となりうることです。

泉南は、「石綿被害の原点」と言われ、いわば国の怠慢の出発点での国の責任が認められたこととなります。違法期間は昭和33年5月26日から同46年4月28日までであり、石綿被害を知見確立時期からすぐ対策を義務付けるべきであったとしています。

第三に、国賠訴訟の保護対象が広がりました。石綿工場の労働者に限らず、出入り業者（石綿原料の運送会社の従業員）も国賠法上の保護対象となることを最高裁は認めました。

第四に、これまでにない国の重い責任が認められたことです。

国の責任の範囲は全損害の2分の1であることが認められました（筑豊じん肺事件の高裁判決は3分の1）。基準慰謝料額は筑豊じん肺訴訟の基準から100万円増額されました。また、「たばこを吸っていたから」10%減額、「経営者の期間があるから」10%減額など、慰謝料の減額を一切認めなかったことも特筆に値することです。

最高裁判決の問題点と今後

最高裁判決の最大の問題は、被害救済に不当な線引きをしていることです。

第一に、近隣ばく露者、家族ばく露者、および2陣訴訟の除斥期間の被害者について、審理の対象としませんでした。泉南では、街全体が工場のようなものでした。工場の換気扇から排出される石綿を吸いながら、真っ白になった田畑で働いた農民の被害や、工場の敷地の社宅で育ち、工場内の段ボール箱に寝かされて育った人の被害を審理の対象としませんでした。

第二に、昭和47年以降の違法（抑制濃度の強化義務違反、防じんマスクの使用させることと安全教育実施義務違反）を認めませんでした。昭和47年以降は石綿の大量輸入、消費の時期であり、泉南地域の石綿工場はフル稼働し、労働者らは石綿の危険性（特に発がん性）の認識はなく、防じんマスクも着用も進んでいませんでした。この時期にもたくさんの被害者を出しています。ただし判決は、工場のなかでは、局所排気装置の設置がなによりも重要であり、マスク着用はあくまで補助的なものであったため、著しい違法とは認められないとしています。建設現場での被害者は、工場内ではなく、防じんマスクがそれこそ主要な防護策となりますので、この判決が建設アスベスト訴訟に悪い影響を与えるということではないと思われま

厚労大臣の謝罪

泉南アスベスト訴訟では、1陣地裁判決（2010年5月）で勝訴後すぐに国に控訴せず早期解決を申し入れました。当時の民主党政権は、厚労大臣も環境大臣も「控訴せず解決する」意志を示していましたが、控訴期限ぎりぎりの閣議で一任された当時の仙谷国家戦略大臣の判断で国は控訴しました。それ以来私たちはずっと国に解決を申し入れてきました。

今年5月から6月にかけて3週間、「厚労大臣 泉南原告に会（お）うてんか」行動を展開。原告らが毎日「厚労大臣は泉南の被害者の声を聞け」と厚労省前で訴え続けました。

最高裁判決が出て、国はまったく逃げる余地がなくなったにもかかわらず、「1陣は高裁差戻しだから」とか、「他の訴訟との関係で」などと、大臣はマスコミに対しては、「謝罪する」と口にはするものの、直接会って謝罪して解決することに同意しませんでした。

最高裁判決後短期間に、自民・公明の与党と、民主、維新、みんな、共産、社民、未来、次世代、生活、無所属の11人の議員が、衆参の厚労、内閣、法務、環境、経済産業の各委員会で、政府に早期解決を迫りました。

マスコミは、朝日、読売、毎日、日経、サンケイ、東京をはじめ、全国で約20の地方紙も最高裁判決を高く評価し、泉南アスベストの「1日も早い解決」を求める社説等を掲載しました。

こうした声を背景に塩崎厚労大臣は、21日の夜緊急の記者会見を行い、泉南の原告に直接会って謝罪することと、2陣判決に沿って、裁判上の和解をするという方針を明らかにしました。

10月27日、厚生労働大臣室に集まった、原告12人や弁護士の前で塩崎厚労大臣は謝罪し、訴訟上の和解を積極的に進める意思をあきらかにしました。

最後に

裁判中に亡くなった14名を含めて、原告らは頑張りました。石綿工場内外、就労の時期を問わず、法廷内外で、自らの被害を訴えることで、泉南地域の石綿被害が、地域ぐるみで長期かつ広範なものであることを明らかにし、被害救済の大きな世論をつくり、最高裁を動かしました。

そしてこの訴訟を支援してくださった全国のすべての人々とともに、この勝利を喜びたいと思います。

またこの勝利を足場にして、人のいのちと健康を大事にする社会にむかって、一層頑張りたいと思います。まずは、一番の被害を被った建設アスベストの被害者に対する、国と建材メーカーの責任を認めさせていきたいと思います。

JNEP情報(2014年11月)

電力5社が自然エネルギー接続協議凍結

9月24～30日に、北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の5電力会社は、今後の住宅用太陽光など小規模施設以外の自然エネルギー電力の連系接続協議を保留・凍結すると発表した。凍結の対象は今後の新設・計画分で、既に契約が済んでいるものは含まないが、送電網を独占する電力会社による凍結宣言は企業・市民が小規模以外の自然エネルギー発電所を当該エリアで建設できないことにつながり、大きな問題である。

今回の事態で、発電所を持つ電力会社に送電網保有を許すと、原発再稼働優先で将来の大型発電所枠を確保するかのごとく自然エネルギーを事前に抑える運用をする弊害が明らかになった。

凍結の理由に、各電力会社は、低負荷時(需要が少ない季節)の電力需要に比較して太陽光発電設備が大きくなり、送電網の運用が不安定になることを挙げているが、今の送電設備で対応が可能である。安定化のために、隣の電力会社に送電線を利用して送る、石炭を含めた火力発電を調整する、揚水発電を使うといった対応が不十分なままである。

今回の事態の背景に、自然エネルギー電力の送電網への接続制限を許す要件が曖昧で、接続後の自然エネルギー優先についても定めていない制度の問題がある。経産省の説明でも、原発・石炭火力は「自然エネルギー優先」の範囲外であることが明らかになっている。

JNEP第2回幹事会

- 第1回幹事会(7/19)以後の活動報告
- 「原発ゼロ・温暖化対策」署名運動・DVD制作、「RE全国フォーラム2015in静岡」の取り組み確認。
- 5電力会社の「再生可能エネ接続拒否」撤回を求める声明を採択。

公害・地球懇 活動日誌

2014年10月

- 4日(土)～5日(日)◇第3回フクシマ現地調査
- 7日(火)◇「RE全国フォーラム2015in静岡」要請
*7, 14, 21日で30団体を訪問要請
- 8日(水)◇「東京都特定整備路線」(道路建設)の
共同要請行動
◇JNEP第5回常任幹事会
- 9日(木)～10日(金)◇泉南アスベスト最高裁判決/
厚労省交渉
- 10日(金)◇DVD「温暖化をとめてPart II」制作打合
- 11日(土)～12日(日)◇第40回道路全国交流集会
(横浜)
- 18日(土)◇JNEP第2回幹事会
- 19日(日)◇高尾山の自然をまもる市民の会
「お別れパーティ」
- 19日(日)～20日(月)◇全国公害患者会「幹事会」
- 21日(火)◇風の会運営委員会
- 22日(水)◇「RE全国フォーラム2015in静岡」
拡大実行委員会(国会)
◇千葉あおぞら連絡会学習会
「石炭火発を考える」
- 24日(土)～25日(日)
◇市民・地域共同発電所全国交流会(金沢)
- 27日(月)◇泉南アスベスト最高裁判決に関し
塩崎厚労大臣が原告団面談
- 29日(水)◇福島原発被害「東京訴訟」
- 30日(木)◇公害総行動実行委員会「事務局会議」
- 31日(金)◇第40回公害総行動
「キャラバン行動の成功をめざす一日合宿」

発行 : 公害・地球環境問題懇談会 (公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-4938 FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892 加入者 公害・地球環境問題懇談会
URL : <http://www.jnep.jp/>